

# 高齢者福祉サービスのご紹介

高齢者の方々が、お住まいの地域でこれからも安心して自立した暮らしができるための生活支援や、在宅で介護をしている家族の負担を軽減できるよう、香南市では次の高齢者福祉事業を行っています。

**高齢者介護課 ☎57-8510**



## ●● 介護認定が **不要** なサービス ●●

### 緊急通報体制整備事業

**内容**／病気や事故に備えるため、緊急通報装置を貸し出します。あんしんセンターから月1回の安否確認や随時相談を受け付けるサービスもあります。

**■対象**／携帯電話を持っていない65歳以上の市民税非課税世帯の方で、ひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方。転倒が多いなど、日ごろから生活に注意を必要とする方

**■利用料**／月額 200円

### 日常生活用具給付事業

**内容**／特定福祉用具販売業者で購入した歩行補助具(杖・シルバーカー・歩行器)の購入費の一部を助成します。

**■対象**／歩行に補助を要する65歳以上の高齢者  
**■助成額**／購入額の2分の1。シルバーカー・歩行器は10,000円、歩行杖は5,000円を上限とする。



### 軽度生活援助事業

**内容**／市から委託を受けた支援員が自宅を訪問し、掃除や買い物などの簡単な日常生活上の援助を行います。

**■対象**／自宅で生活している65歳以上の虚弱なひとり暮らし、または高齢者世帯で、日常生活で支援の必要な方。かつ介護保険の訪問介護サービスを利用していない方

**■利用料**／1時間 200円  
**■利用回数**／原則月2回まで  
**■利用時間**／1回あたり1時間



## ●● 介護認定が **必要** なサービス ●●

### 在宅介護手当

**内容**／1カ月のうち15日以上在宅で介護を行った月数分、1カ月あたり8,000円を介護手当として支給します。

**■対象**／次のいずれにも該当する方

- ① 要介護3～5の認定者を在宅介護している方
- ② 介護者、介護を受ける方が香南市在住で市民税非課税世帯の方

### 介護用品の支給事業

**内容**／年間75,000円分までのおむつ等の介護用品の購入費を助成します。

**■対象**／次のいずれにも該当する方

- ① 要介護3～5の認定者を在宅で介護している方
- ② 介護者、介護を受ける方が香南市在住で、市民税非課税世帯の方

### 医療機関送迎サービス

**内容**／公共交通機関を利用することが難しく、独力での通院が困難な方がタクシーを利用した際の費用の一部を助成します。

**■対象**／要支援または要介護の認定を受けている市民税非課税の在宅者

**■利用回数**／月1回まで

**■助成限度額**／

- ・高知市内の医療機関… 5,000円
- ・南国市・香美市・芸西村の医療機関… 3,000円
- ・香南市内の医療機関… 全額助成

**▼介護タクシー利用の際の助成**

- ・介助料… 4,000円
- ・機材レンタル料… 3,000円
- ★ 家族による送迎が可能な場合についても利用ができるようになりました

### 可燃ごみ戸別収集事業

**内容**／家族や近隣住民等にごみ出しを支援してもらうことが困難な高齢者を、週に1度個別に訪問し、可燃ごみの収集を行います。

**■対象**／要支援または要介護の認定を受けている高齢者で、ごみ出しの支援が必要な方

## 拡大事業

※その他サービス利用には必要な条件がございます

# 市役所伝言板

## 教育委員が任命されました

■学校教育課 ☎50-3019

2月に開催された市議会定例会において議会の同意を得て、教育委員として亀川孝志さん(野市町)が任命されました。市の教育行政における重要事項や基本方針の決定に関わっていきます。任期は令和5年4月29日～令和9年4月28日の4年間で。



かめがわ たかし  
亀川孝志さん

## 先月号の訂正とお詫び

■総務課秘書広報係 ☎57-8500

7ページの記載内容に誤りがありましたので訂正のうえお詫び申し上げます。正しくは

「紙おむつ回収事業(予算計上:169万円)」  
「新築住宅取得支援事業(予算計上:1,250万円)」となります。

## お知らせ クローズアップ!

## 補助金

### 老朽化した廃屋の撤去費用を補助します

倉庫や離れなどの危険な廃屋(空き家住宅を除く)を解体撤去したい場合にご利用ください。



#### ■危険廃屋解体撤去事業費補助金

【受付開始】令和5年5月1日

#### 【対象となる危険廃屋】

- (以下のすべての条件を満たす建物)
- ① 香南市にあり「老朽度の判定基準」の評点が100以上の危険廃屋。
- ② 倒壊などにより避難路などをふさぐ、または延焼により隣家に影響するような場所にある危険廃屋。

※①②は職員が現地で判定します

※空家住宅である場合は、香南市老朽住宅等除却事業補助金の適用となり、対象者以下の条件が変わります

#### 【対象者】(以下のすべてを満たす人)

- ① 対象となる危険廃屋の所有者、相続人、またはその委任を受けた人。
- ② 市税などの滞納がない人。

#### 【その他の条件】

- ① 香南市内にある建設業者または

は解体業者(高知県知事の許可や登録があること)に依頼すること。

- ② 危険廃屋が立地する土地で、以前にこの補助金または香南市老朽住宅等除却事業補助金の交付を受けていないこと。
- ③ 申請年度の2月末日までに事業が完了すること。

#### 【補助金額】

次の①・②のいずれか少ない金額(補助対象経費)に0.8を乗じた金額。ただし、上限40万円で1,000円未満は切り捨てます。

- ① 請負業者の見積もる解体撤去工事費
- ② 国の定める除却工事費標準額(木造)注1×延床面積(㎡)

※注1:令和4年度は28,000円

#### 【注意ください】

- ・補助金交付決定前に現場着手した場合は補助金の対象外になります。
- ・抵当権が設定されている建物は、抵当権者などへ確認してください。

問 住宅政策課 ☎57-7536